

機密性 2

2020年12月20日  
30年（2050事務年度末まで）  
主税局税制第一課

# 所得税法等の一部を改正する法律案

« 参考資料：所得税関係 »

令和2年12月20日  
財務省主税局税制第一課所得税係

## 令和3年度税制改正大綱(抄)

【新所法9①十六】

令和2年12月10日  
自由民主党  
公明党

### 第二 令和3年度税制改正の具体的内容

#### 一 個人所得課税

##### 4 その他

###### (国 税)

(1) 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととする。 [新所法9①十六]

## 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置（案）

【新所法 9①十六】

- 現状、国や自治体が実施する子育て支援に係る助成について、原則※課税所得（雑所得）として確定申告を行う必要がある。

※ 例えば国や東京都が行うベビーシッターの支援事業における利用料助成や、自治体が行う認可外保育施設の利用料助成など、その助成金額が認識されるものについては課税所得となる。

### 改正案



- 学資金が所得税法上非課税とされていることや、幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については子ども・子育て支援法で非課税とされていることなども踏まえ、子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について所得税を非課税とする。
- 対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成とする（具体的な範囲は今後省令等で明確化）。

### 【対象のイメージ（案）】

#### 国・自治体からの助成のうち以下の3の

① ベビーシッターの利用料に対する助成



② 認可外保育施設等の利用料に対する助成



③ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※ 上記の助成と一体として行われる助成についても対象

（例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等）

## 保育、子育て等の用語について

- 国、自治体からの保育その他の子育てに対する給付については、次の二点を踏まえ非課税と整理している。

- ① 「保育」と「学資金（教育）」との類似性

学資に充てるため給付される金品は、学術の奨励を目的として非課税とされている（所法9①十五）ところ、子育て支援の主となる保育については、教育要素が含まれるなど近年とりわけ未就学児については教育との間の明確な境目がなくなっている。

- ② 幼児教育・保育無償化により国から受ける給付は既に非課税とされていること（子ども・子育て支援法）

- その他、中学生以上の子を有する家庭に対する生活支援などは保育そのものではないが、その事業実態を踏まえ、保育に対する給付と切り離しが困難であることから対象とすることとしている。同趣旨から、産前の女性に対する生活支援も対象と整理している。

- 「保育」は概ね就学前の乳幼児を対象にした用語であるため、中学生以上の子を有する家庭に対する生活支援などを対象とするために「保育その他の子育てに対する助成」と表現している。なお、「その他これに類する事業で財務省令で定めるもの」で省令において産前ケア事業を定めることにより、産前の女性に対する生活支援も対象とする。

## (参考) 用語の意義

- 「保育」は、児童福祉法6の3⑦において「養護及び教育（満三歳以上の幼児に対する学校教育を除く。）」と定義されており、対象となる子の年齢が明確に規定されているわけではないが、就学児の教育が学校で行われていることからも主たる対象は就学前の乳幼児である。ただし、同法6の3⑬では保育が小学生に対して用いられている。なお、所得税法上は無定義で用いられている（所令217の2③十二）。

（注）「保育」の意義は、一般的には「乳幼児を保育し育てること。」（広辞苑第7版）とされている。

- 「子育て」は、法令上の定義はないが、概ね未成年の子に対し用いられている。例えば児童福祉法上は対象となる子は明確に規定されていないが、同法の対象となる子は満20歳までである。その他、子ども・子育て支援法では、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が対象とされている。なお、措法70の2の3②一では結婚・子育て資金の定義で用いられており、妊娠、出産や未就学児までの育児費用が対象とされている。

（注）「子育て」の意義は、一般的には「子をそだてる。育児。」（広辞苑第7版）とされている。

- なお、「子育て」と類似の用語として「育児」があるが、これも法令上の定義ではないが、概ね就学前の乳幼児に対し用いられるものであり、年齢の低い子に対するニュアンスが強い用語である。

（注）「育児」の意義は、一般的には「乳幼児を育てること。」（広辞苑第7版）とされている。

＜条文抜粋＞

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② 省 略

第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)が当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。

② 省 略

第六条の三 省 略

②・③ 省 略

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ 省 略

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育)(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。)を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として屋間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十<sup>七</sup>号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧～⑯ 省 略

所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）

(特定公益信託の要件等)

第二百十七条の二 省 略

## 2 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一つ又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの(その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。)とする。

## 一～十一 省 略

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項(定義)に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

## 4・5 省 略

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## 2 省 略

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

## 2～10 省 略

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

## 第七十条の二の三 省 略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 結婚・子育て資金 次に掲げる金銭をいう。

イ 前項本文の規定の適用を受ける個人（以下この条において「受贈者」という。）の結婚に際して支出する費用で政令で定めるものに充てる金銭

ロ 受贈者（当該受贈者の配偶者を含む。）の妊娠、出産又は育児に要する費用で政令で定めるものに充てる金銭

## 二～五 省 略

## 3～22 省 略

## 【省令案イメージ】

(非課税とされる金品に係る事業の範囲等)

第三条の二 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める事業は、産前ケアに對する助成をする事業【P】とする。

(参考) 母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号) (抄)

(産後ケア事業)

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(以下この項において「産後ケア」という。)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき・・・

2 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第六条の三第九項(定義)に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業に係る施設
- 二 児童福祉法第三十九条第一項(保育所)に規定する保育所
- 三 児童福祉法第五十九条の二第一項(認可外保育施設の届出)に規定する施設
- 四 母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)第十七条の二第一項(産後ケア事業)に規定する産後ケア事業に係る施設
- 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項(定義)に規定する認定こども園
- 六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第二号、第五号、第六号、第九号又は第十号から第十二号まで(地域子ども・子育て支援事業)に掲げる事業に係る施設
- 七 子ども・子育て支援法第五十九条第四号に掲げる事業に係る施設(保育を行うことを目的とする施設に限る。)

〔に対する助成〕の用例

○所得税法施行令

【新所法9①十六】

(昭和四十年三月三十一日)  
(政令第九十六号)

(特定公益信託の要件等)

第二百七十七条の二 省 略

2 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に關し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。

1・2 省 略

三 学校教育法第一条（定義）に規定する学校における教育に対する助成

4・1 省 略

十一 社会福祉を目的とする事業に対する助成

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

4・5 省 略

「居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な  
便宜を供与」の用例

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

(昭和三十九年七月一日)

(法律第二百二十九号)

(母子家庭日常生活支援事業)

第十七条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 省 略

「業務の利用」の用例

○電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年五月三十一日)

(法律第二百二十一号)

(定義)

第二条 省略

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するため用いられる事項が当該利用者に係るものである」とを証明する業務をいう。

3 省略

○特定複合観光施設区域整備法

(平成三十年七月二十七日)

(法律第八十号)

(定義)

第二条 省略

2 ～7 省略

8 この法律において「カジノ事業」とは、次に掲げる業務（以下「カジノ業務」という。）を行う事業をいう。

一 省略

二 カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う次に掲げる業務（第三章において「特定金融業務」という。）

イ 銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務（第三章第二節第四款において「特定資金移動業務」という。）

ロ ～ニ 省略

三 省略

9 ～19 省略

（特定資金移動履行保証金保全契約等）

第八十一条 省略

2 カジノ管理委員会は、特定資金移動業務を利用する顧客の利益の保護のため必要があると認めるときは、特定資金移動履行保証金保全契約を締結したカジノ事業者又はその契約の相手方に對し、保全金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 省略

「要する費用」の用例

○租税特別措置法施行令

(昭和三十二年三月三十一日)

(政令第四十三号)

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第五条の二 省 略

259 省 略

10 法第十条第七項第七号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 省 略

二 大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。）又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該個人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該個人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

三511 省 略

11 5 16 省 略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第一十二条の八 省 略

2519 省 略

20 法第三十四条の二第二項第十四号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する事業の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 農業協同組合法第十二条の四十八第一項に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの 当該事業が、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定期額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。

二 省 略

21 5 30 省 略

機密性 2

2020年12月27日  
30年（2050事務年度末まで）  
主税局税制第一課

# 所得税法等の一部を改正する法律案

## « 参考資料：所得税関係 »

令和2年12月27日  
財務省主税局税制第一課所得税係

【省令案イメージ】

(非課税とされる金品に係る事業の範囲等)

第三条の二 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める事業は、産前ケアに対する助成をする事業【P】とする。

(参考) 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）（抄）

(産後ケア事業)

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき・・・

2 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 法第九条第一項第十六号に規定する便宜の供与を行う者の居宅

二 前号に掲げる場所のほか、法第九条第一項第十六号に規定する便宜を適切に供与することができ

る場所

3 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業に係る施設

二 児童福祉法第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所

三 児童福祉法第五十九条の二第一項（認可外保育施設の届出）に規定する施設

四 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十七条の二第一項（産後ケア事業）に規定する産後ケア事業に係る施設

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園

六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号、第五号、第六号、第九号又は第十号から第十二号まで（地域子ども・子育て支援事業）に掲げる事業に係る施設

七 子ども・子育て支援法第五十九条第四号に掲げる事業に係る施設（保育を行うことを目的とする施設に限る。）

## 「国又は地方公共団体（政府）の事業を行う」の用例

## ○消費税法

(昭和六十三年十二月三十日)  
(法律第八百八号)

(国、地方公共団体等に対する特例)

## 第六十条 省略

## 2・3 省略

4 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。)があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額(第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。)から控除することができる課税仕入れ等の税額(第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

## 5・8 省略

(平三法七三・平六法一〇九・平一二法二六・平一五法八・一部改正)

## ○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日)  
(法律第六十五号)

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規

定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものに設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

## 2 省略

(平二八法一二・追加)

「助成を行う」の用例

○雨水の利用の推進に関する法律

(平成二十六年四月一日)

(法律第十七号)

(地方公共団体による助成)

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

2 省略

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

(平成二十八年十二月九日)

(法律第一百一号)

(業務)

第二十一条 指定活用団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。

二〇六 省略

2 省略

「日常生活を営むのに必要な便宜」の用例

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

【新所法 9①十六】

(昭和三十九年七月一日)

(法律第百二十九号)

(母子家庭日常生活支援事業)

第十七条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。

2 省 略

(平二法五八・追加、平五法四八・旧第十五条の二繰上・一部改正、平一一法一六〇・一部改正、平一四法一・九・旧第十四条繰下・一部改正、平一六法一・八・一部改正)

※ 右記事業により、具体的には次に掲げる便宜を供与している。(厚労省通知)

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導
- (3) 食事の世話
- (4) 住居の掃除
- (5) 身の回りの世話
- (6) 生活必需品等の買物
- (7) 医療機関等との連絡
- (8) その他必要な用務

○独立行政法人福祉医療機構法

(平成十四年十二月十三日)

(法律第百六十六号)

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 省 略

五 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

#### 六・十四 省 略

#### 2・7 省 略

(平一四法一七一・平一六法一五四・平一七法七七・平一八法五〇・平一九法三〇・平一二法三七・平二四法六三・平二六法八三・一部改正)

#### ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(平成六年十一月十六日)

(法律第百十七号)

#### (居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

#### 一・三 省 略

## 「支給」の用例

## ○所得税法施行令

(昭和四十年三月三十一日)

(政令第九十六号)

(特定公益信託の要件等)

## 第二百十七条の二 省 略

## 2 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に關し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの(その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。)とする。

## 一・九 省 略

## 十 國土の綠化事業の推進(助成金の支給に限る。)

## 十一・十二 省 略

## 4・5 省 略

(昭六二政三二九・追加、平二政九二一・平五政三一・平六政一〇八・平七政一五九・平一二  
政一四四・平一二政三〇七・平一九政八二・平一〇政一五五・平二六政一三七・一部改正)

## ○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十五号)

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

## 2・8 省 略

(令元法七・令二法四一・一部改正)

## ○沖縄振興特別措置法

(平成十四年三月三十一日)

(法律第十四号)

### (給付金の支給)

第八十条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十二号)の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

(平成〇〇法七一・一部改正)

## ○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

(令和二年六月二十一日)

(法律第五十四号)

### (雇用保険法による雇用安定事業の特例)

第四条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた同法第四条第一項に規定する被保険者(次条第一項において「被保険者」という。)に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができる。

## ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年十一月七日)

(法律第二百二十三号)

### (市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三 省 略

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五～九 省 略

2・3 省 略

(平一二法七一・平二四法五一・一部改正)

機密性 2

2021年1月3日  
30年（2050事務年度末まで）  
主税局税制第一課

# 所得税法等の一部を改正する法律案

## « 参考資料：所得税関係 »

令和3年1月3日  
財務省主税局税制第一課所得税係

## 「その業務（業務）の用例」

## ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和六十年七月五日)  
(法律第八十八号)

## (日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならない。

(平二四法二七・追加、平二七法七三・旧第三十五条の三線下)

## ○電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年五月三十一日)  
(法律第二百二号)

## (定義)

## 第一条 省 略

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行つたものである」とを確認するため用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

## 3 省 略

## ○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(平成十四年十二月十三日)  
(法律第二百五十三号)

## (定義)

## 第二条 省 略

5 この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うため

に用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

（平一八法四四・平二五法二八・一部改正）

機密性 2

2021年1月4日  
30年（2050事務年度末まで）  
主税局税制第一課

# 所得税法等の一部を改正する法律案

## 《 参考資料：所得税関係 》

令和3年1月4日  
財務省主税局税制第一課所得税係

## 令和3年度税制改正の大綱(抄)

令和2年12月21日  
閣議決定

### 一 個人所得課税

#### 4 その他

##### (国 税)

(1) 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととする。

【新所法9①十六】

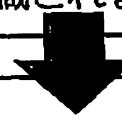
## 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置（案）

【新所法 9①十六】

- 現状、国や自治体が実施する子育て支援に係る助成について、原則※課税所得（雑所得）として確定申告を行う必要がある。

※ 例えば国や東京都が行うベビーシッターの支援事業における利用料助成や、自治体が行う認可外保育施設の利用料助成など、その助成金額が認識されるものについては課税所得となる。

### 改正案



- 学資金が所得税法上非課税とされていることや、幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については子ども・子育て支援法で非課税とされていることなども踏まえ、子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について所得税を非課税とする。
- 対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成とする（具体的な範囲は今後省令等で明確化）。

### 【対象のイメージ（案）】

#### 国・自治体からの助成のうち以下のもの

① ベビーシッターの利用料に対する助成



② 認可外保育施設等の利用料に対する助成



③ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※ 上記の助成と一体として行われる助成についても対象  
(例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

## 保育、子育て等の用語について

- 国、自治体からの保育その他の子育てに対する給付については、次の二点を踏まえ非課税と整理している。

- ① 「保育」と「学資金（教育）」との類似性

学資に充てるため給付される金品は、学術の奨励を目的として非課税とされている（所法9①十五）ところ、子育て支援の主となる保育については、教育要素が含まれるなど近年とりわけ未就学児については教育との間の明確な境目がなくなっている。

- ② 幼児教育・保育無償化により国から受ける給付は既に非課税とされていること（子ども・子育て支援法）

- その他、中学生以上の子を有する家庭に対する生活支援などは保育そのものではないが、その事業実態を踏まえ、保育に対する給付と切り離しが困難であることから対象とすることとしている。同趣旨から、産前の女性に対する生活支援も対象と整理している。

- 「保育」は概ね就学前の乳幼児を対象にした用語であるため、中学生以上の子を有する家庭に対する生活支援などを対象とするために「保育その他の子育てに対する助成」と表現している。なお、「その他これに類する事業で財務省令で定めるもの」で省令において産前ケア事業を定めることにより、産前の女性に対する生活支援も対象とする。

## (参考)用語の意義

- 「保育」は、児童福祉法6の3⑦において「養護及び教育（満三歳以上の幼児に対する学校教育を除く。）」と定義されており、対象となる子の年齢が明確に規定されているわけではないが、就学児の教育が学校で行われていることからも主たる対象は就学前の乳幼児である。ただし、同法6の3⑬では保育が小学生に対して用いられている。なお、所得税法上は無定義で用いられている（所令217の2⑧十二）。

（注）「保育」の意義は、一般的には「乳幼児を保育し育てること。」（広辞苑第7版）とされている。

- 「子育て」は、法令上の定義はないが、概ね未成年の子に対し用いられている。例えば児童福祉法上は対象となる子は明確に規定されていないが、同法の対象となる子は満20歳までである。その他、子ども・子育て支援法では、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が対象とされている。なお、措法70の2の3②一では結婚・子育て資金の定義で用いられており、妊娠、出産や未就学児までの育児費用が対象とされている。

（注）「子育て」の意義は、一般的には「子をそだてる。育児。」（広辞苑第7版）とされている。

- なお、「子育て」と類似の用語として「育児」があるが、これも法令上の定義ではないが、概ね就学前の乳幼児に対し用いられるものであり、年齢の低い子に対するニュアンスが強い用語である。

（注）「育児」の意義は、一般的には「乳幼児を育てること。」（広辞苑第7版）とされている。

〈条文抜粋〉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
  - 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
  - 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者
- ② 省 略

第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。

② 省 略

第六条の三 省 略

②・③ 省 略

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ 省 略

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育）（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十<sup>七</sup>号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧～⑭ 省 略

所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）

（特定公益信託の要件等）

第二百十七条の二 省 略

## 2 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一つ又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に關し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの(その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。)とする。

## 一～十一 省 略

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項(定義)に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

## 4・5 省 略

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

### （定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## 2 省 略

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

## 2～10 省 略

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

## 第七十条の二の三 省 略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 結婚・子育て資金 次に掲げる金銭をいう。

イ 前項本文の規定の適用を受ける個人（以下この条において「受贈者」という。）の結婚に際して支出する費用で政令で定めるものに充てる金銭

ロ 受贈者（当該受贈者の配偶者を含む。）の妊娠、出産又は育児に要する費用で政令で定めるものに充てる金銭

## 二～五 省 略

## 3～22 省 略

## 【省令案イメージ】

(非課税とされる金品に係る事業の範囲等)

第三条の二 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める事業は、産前ケアに対する助成をする事業【P】とする。

(参考) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) (抄)  
(産後ケア事業)

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(以下この項において「産後ケア」という。)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき・・・

- 2 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。
  - 一 法第九条第一項第十六号に規定する便宜の供与を行う者の居宅
  - 二 前号に掲げる場所のほか、法第九条第一項第十六号に規定する便宜を適切に供与することができ  
る場所
- 3 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。
  - 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項(定義)に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同  
条第十二項に規定する事業所内保育事業に係る施設
  - 二 児童福祉法第三十九条第一項(保育所)に規定する保育所
  - 三 児童福祉法第五十九条の二第一項(認可外保育施設の届出)に規定する施設
  - 四 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十七条の二第一項(産後ケア事業)に規定する產  
後ケア事業に係る施設
  - 五 就学前の子どもに係る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七  
十七号)第二条第六項(定義)に規定する認定こども園
  - 六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第二号、第五号、第六号、第  
九号又は第十号から第十二号まで(地域子ども・子育て支援事業)に掲げる事業に係る施設
  - 七 子ども・子育て支援法第五十九条第四号に掲げる事業に係る施設(保育を行うことを目的とする  
施設に限る。)

「対する助成」の用例

○所得税法施行令

【新所法 9①十六】

(昭和四十年三月三十一日)  
(政令第九十六号)

(特定公益信託の要件等)

第二百七十七条の二 省 略

2 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のもをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に關し相当と認められる業績が持続できる」とつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。

1・2 省 略

三 学校教育法第一条（定義）に規定する学校における教育に対する助成

四・十 省 略

十一 社会福祉を目的とする事業に対する助成

十二 就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

4・5 省 略

## 「国又は地方公共団体（政府）の事業を行う」の用例

## ○消費税法

(国、地方公共団体等に対する特例)

(昭和六十三年十二月三十日)

(法律第百八号)

## 第六十条 省 略

## 2・3 省 略

4 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下「特定収入」という。)があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第一十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額(第四十五条第一項第一号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。)から控除することができる課税仕入れ等の税額(第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

## 5・8 省 略

(平二法七三・平六法一〇九・平一一法一六・平一五法八・一部改正)

## ○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十一日)

(法律第六十五号)

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規

定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものに設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

## 2 省略

(平二八法二二一・追加)

**「支給」の用例**

○所得税法施行令

(昭和四十年三月三十一日)

(政令第九十六号)

(特定公益信託の要件等)

第二百七十七条の二 省 略

2 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上  
のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績  
が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの(その認定を受け  
た日の翌日から五年を経過していないものに限る。)とする。

一・九 省 略

十 國土の綠化事業の推進(助成金の支給に限る。)

十一・十二 省 略

4・5 省 略

(昭六二政三二九・追加、平二政九一・平五政三一・平六政一〇八・平七政一五九・平一二  
政一四四・平一二〔政三〇七・平一九政八一・平一〇政一五五・平二六政一三七・一部改正〕

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十五号)

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、  
市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行いう事業  
者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保  
育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子ども  
に係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。  
以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支  
給する。

## ○沖縄振興特別措置法

(平成十四年三月三十一日)

(法律第十四号)

### (給付金の支給)

第八十条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十一号)の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

(平成〇法七一・一部改正)

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

(令和二年六月十二日)

(法律第五十四号)

### (雇用保険法による雇用安定事業の特例)

第四条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた同法第四条第一項に規定する被保険者(次条第一項において「被保険者」という。)に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができる。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年十一月七日)

(法律第二百二十三号)

### (市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一〇三 省 略

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五〇九 省 略

2・3 省 略

(平一一法七一・平一四法五一・一部改正)

「助成を行う」の用例

○雨水の利用の推進に関する法律

(平成二十六年四月二日)

(法律第十七号)

(地方公共団体による助成)

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

2 省略

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

(平成二十八年十二月九日)

(法律第百一号)

(業務)

第二十一条 指定活用団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。

2 省略

「日常生活を営むのに必要な便宜」の用例

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

(昭和三十九年七月一日)

(法律第二百二十九号)

【新所法①十六】

(母子家庭日常生活支援事業)

第十七条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。

2 省 略

(平二法五八・追加、平五法四八・旧第十五条の二繰上・一部改正、平一一法一六〇・一部改正、平一四法一・九・旧第十四条繰下・一部改正、平二六法二・八・一部改正)

※ 右記事業により、具体的には次に掲げる便宜を供与している。(厚労省通知)

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導
- (3) 食事の世話
- (4) 住居の掃除
- (5) 身の回りの世話
- (6) 生活必需品等の買物
- (7) 医療機関等との連絡
- (8) その他必要な用務

○独立行政法人福祉医療機構法

(平成十四年十二月十三日)

(法律第二百六十六号)

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一四 省 略

五 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他の者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付ける」と。

#### 六・十四 省 略

#### 2・7 省 略

(平一四法一七一・平一六法一五四・平一七法七七・平一八法五〇・平一九法三〇・平二二一法三七・平一四法六三・平一六法八三・一部改正)

#### ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(平成六年十二月十六日)

(法律第二百十七号)

#### (居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

#### 二・三 省 略

「業務・利用」の用例

○電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年五月三十一日)  
(法律第一百一号)

(定義)

第二条 省略

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行つたものであることを確認するためしに用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 省略

○特定複合観光施設区域整備法

(平成三十一年七月二十七日)  
(法律第八十号)

(定義)

第二条 省略

2 ～7 省略

8 この法律において「カジノ事業」とは、次に掲げる業務（以下「カジノ業務」という。）を行う事業をいう。

一 省略

二 カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う次に掲げる業務（第二章において「特定金融業務」という。）

イ 銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務（第三章第一節第四款において「特定資金移動業務」という。）

ロ～ニ 省略

三 省略

9 ～19 省略

(特定資金移動履行保証金保全契約等)

第八十一条 省略

2 カジノ管理委員会は、特定資金移動業務を利用する顧客の利益の保護のため必要があると認めるときは、特定資金移動履行保証金保全契約を締結したカジノ事業者又はその契約の相手方に對し、保全金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 省略

「その業務～業務」の用例

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和六十年七月五日)  
(法律第八十八号)

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要な場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならない。

(平二四法二七・追加、平二七法七三・旧第三十五条の三線下)

○電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年五月三十一日)  
(法律第一百二号)

(定義)

第二条 省略

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行つたものであることを確認するため用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 省略

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(平成十四年十二月十三日)  
(法律第二百五十三号)

(定義)

第二条 省略  
2～4 省略

5 この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うため

に用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

（平一八法四四・平二五法二八・一部改正）

〔要する費用〕の用例

○租税特別措置法施行令

(昭和三十二年三月三十一日)

(政令第四十三号)

【新所法 9①十六】

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第五条の三 省 略

21～30 省 略

10 法第十条第七項第七号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 省 略

二 大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。）又は国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該個人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該個人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

三～十二 省 略

11～16 省 略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

第二十二条の八 省 略

21～19 省 略

20 法第三十四条の二第二項第十四号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する事業の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 農業協同組合法第十二条の四十八第一項に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの。当該事業が、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定期額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。

二 省 略

21～30 省 略

機密性 2

2021年1月12日  
30年 (2050事務年度末まで)  
主税局税制第一課

# 所得税法等の一部を改正する法律案

## « 参考資料：所得税関係 »

令和3年1月12日  
財務省主税局税制第一課所得税係

令和3年度税制改正の大綱(抄)

〔令和2年12月21日  
閣議決定〕

一 個人所得課税

4 その他

(国 税)

(1) 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととする。

【新所法9①十六】

## 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置（案）

【新所法 9①十六】

- 現状、国や自治体が実施する子育て支援に係る助成について、原則※課税所得（雑所得）として確定申告を行う必要がある。

※ 例えば国や東京都が行うベビーシッターの支援事業における利用料助成や、自治体が行う認可外保育施設の利用料助成など、その助成金額が認識されるものについては課税所得となる。

### 改正案



- 学資金が所得税法上非課税とされていることや、幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については子ども・子育て支援法で非課税とされていることなども踏まえ、子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について所得税を非課税とする。
- 対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成とする（具体的な範囲は今後省令等で明確化）。

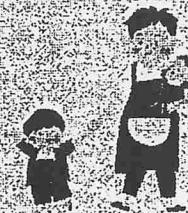
### 【対象のイメージ（案）】

（1）子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成

① ベビーシッターの利用料に対する助成



② 認可外保育施設等の利用料に対する助成



③ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※ 上記の助成と一体として行われる助成についても対象  
(例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

## 保育、子育て等の用語について

- 国、自治体からの保育その他の子育てに対する給付については、次の二点を踏まえ非課税と整理している。

- ① 「保育」と「学資金（教育）」との類似性

学資に充てるため給付される金品は、学術の奨励を目的として非課税とされている（所法9①十五）ところ、子育て支援の主となる保育については、教育要素が含まれるなど近年とりわけ未就学児については教育との間の明確な境目がなくなっている。

- ② 幼児教育・保育無償化により国から受ける給付は既に非課税とされていること（子ども・子育て支援法）

- その他、中学生以上の子を有する家庭に対する生活支援などは保育そのものではないが、その事業実態を踏まえ、保育に対する給付と切り離しが困難であることから対象とすることとしている。同趣旨から、産前の女性に対する生活支援も対象と整理している。

- 「保育」は概ね就学前の乳幼児を対象にした用語であるため、中学生以上の子を有する家庭に対する生活支援などを対象とするために「保育その他の子育てに対する助成」と表現している。なお、「その他これに類する事業で財務省令で定めるもの」で省令において産前ケア事業を定めることにより、産前の女性に対する生活支援も対象とする。

## (参考) 用語の意義

- 「保育」は、児童福祉法6の3⑦において「養護及び教育（満三歳以上の幼児に対する学校教育を除く。）」と定義されており、対象となる子の年齢が明確に規定されているわけではないが、就学児の教育が学校で行われていることからも主たる対象は就学前の乳幼児である。ただし、同法6の3⑩では保育が小学生に対して用いられている。なお、所得税法上は無定義で用いられている（所令217の2③十二）。
- （注）「保育」の意義は、一般的には「乳幼児を保育し育てること。」（広辞苑第7版）とされている。
- 「子育て」は、法令上の定義はないが、概ね未成年の子に対し用いられている。例えば児童福祉法上は対象となる子は明確に規定されていないが、同法の対象となる子は満20歳までである。その他、子ども・子育て支援法では、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が対象とされている。なお、措法70の2の3②一では結婚・子育て資金の定義で用いられており、妊娠、出産や未就学児までの育児費用が対象とされている。
- （注）「子育て」の意義は、一般的には「子をそだてる。育児。」（広辞苑第7版）とされている。
- なお、「子育て」と類似の用語として「育児」があるが、これも法令上の定義ではないが、概ね就学前の乳幼児に対し用いられるものであり、年齢の低い子に対するニュアンスが強い用語である。
- （注）「育児」の意義は、一般的には「乳幼児を育てる。」（広辞苑第7版）とされている。

〈条文抜粋〉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② 省 略

第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)が当該疾病にかかつていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。

② 省 略

第六条の三 省 略

②・③ 省 略

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ 省 略

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧～⑯ 省 略

所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）

(特定公益信託の要件等)

第二百十七条の二 省 略

2 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に鑑し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの(その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。)とする。

一～十一 省 略

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項(定義)に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

4・5 省 略

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 省 略

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2～10 省 略

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第七十条の二の三 省 略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 結婚・子育て資金 次に掲げる金銭をいう。

イ 前項本文の規定の適用を受ける個人（以下この条において「受贈者」という。）の結婚に際して支出する費用で政令で定めるものに充てる金銭

ロ 受贈者（当該受贈者の配偶者を含む。）の妊娠、出産又は育児に要する費用で政令で定めるものに充てる金銭

二～五 省 略

3～22 省 略

## 【省令案イメージ】

(非課税とされる金品に係る事業の範囲等)

第三条の二 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める事業は、  
産前・産後ケア事業とする。

(参考) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) (抄)

## (産後ケア事業)

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(以下この項において「産後ケア」という。)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき……

2 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 法第九条第一項第十六号に規定する便宜の供与を行う者の居宅

二 前号に掲げる場所のほか、法第九条第一項第十六号に規定する便宜を適切に供与することができ  
る場所

3 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項(定義)に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同  
条第十二項に規定する事業所内保育事業に係る施設

二 児童福祉法第三十九条第一項(保育所)に規定する保育所

三 児童福祉法第五十九条の二第一項(認可外保育施設の届出)に規定する施設

四 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十七条の二第一項(産後ケア事業)に規定する産  
後ケア事業に係る施設

五 就学前の子どもに係る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七  
十七号)第二条第六項(定義)に規定する認定こども園

六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第二号、第五号、第六号、第  
九号又は第十号から第十二号まで(地域子ども・子育て支援事業)に掲げる事業に係る施設

七 子ども・子育て支援法第五十九条第四号に掲げる事業に係る施設(保育を行うことを目的とする  
施設に限る。)

「対する助成」の用例

○所得税法施行令

【新所法 9①十六】

(昭和四十年三月三十一日)  
(政令第九十六号)

(特定公益信託の要件等)

第二百七十三条の二 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に關し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。

一・一 省 略

三 学校教育法第一条（定義）に規定する学校における教育に対する助成

四・十 省 略

十一 社会福祉を目的とする事業に対する助成

十二 就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定」（も園における教育及び保育に対する助成

4・5 省 略

「国又は地方公共団体（政府）の事業を行う」の用例

○消費税法

（昭和六十三年十二月三十日）

（法律第百八号）

（国、地方公共団体等に対する特例）

第六十条 省略

2・3 省略

4 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）別表第三に掲げる法人又は人格のない団体等（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が課税仕入を行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額（第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5・8 省略

（平三法七三・平六法一〇九・平一一法二六・平一五法八・一部改正）

○子ども・子育て支援法

（平成二十四年八月二十二日）

（法律第六十五号）

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規

定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の二第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものに設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

## 2 省 略

(平二八法二二一・追加)

「支給」の用例

○所得税法施行令

(昭和四十年三月三十一日)  
(政令第九十六号)

〔特定公益信託の要件等〕

第二百七十七条の二 省 略

2 省 略

3 法第七十八条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上  
のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に關し相当と認められる業績  
が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの(その認定を受け  
た日の翌日から五年を経過していないものに限る。)とする。

一九 省 略

十 國土の綠化事業の推進(助成金の支給に限る。)

十一・十二 省 略

4・5 省 略

(昭六二政三二九・追加、平二政九二・平五政三一・平六政一〇八・平七政一五九・平一二  
政一四四・平一二政三〇七・平一九政八二・平二〇政一五五・平二六政一三七・一部改正)

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日)  
(法律第六十五号)

〔地域型保育給付費の支給〕

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、  
市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業  
者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保  
育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子ども  
に係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。  
以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支  
給する。

258 省 略  
(令元法七・令二法四一・一部改正)

## ○沖縄振興特別措置法

(平成十四年三月三十一日)

(法律第十四号)

### (給付金の支給)

第八十条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十二号)の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

(平成〇〇法七一・一部改正)

## ○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

(令和二年六月二十一日)

(法律第五十四号)

### (雇用保険法による雇用安定事業の特例)

第四条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができるにあつた同法第四条第一項に規定する被保険者(次条第一項において「被保険者」という。)に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができる。

## ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年十一月七日)

(法律第二百二十三号)

### (市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一〇三 省 略

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五〇九 省 略

2・3 省 略

(平二二法七一・平二四法五一・一部改正)

「助成を行う」の用例

○雨水の利用の推進に関する法律

(平成二十六年四月一日)

(法律第十七号)

(地方公共団体による助成)

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

2 省 略

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

(平成二十八年十二月九日)

(法律第一百一号)

(業務)

第二十一条 指定活用団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。

二 省 略

「日常生活を営むのに必要な便宜」の用例

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

【新所法 9①十六】

(昭和三十九年七月一日)

(法律第一百一十九号)

(母子家庭日常生活支援事業)

第十七条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。

2 省略

(平二法五八・追加、平五法四八・旧第十五条の二繰上・一部改正、平一一法一六〇・一部改正、平一四法一一九・旧第十四条繰下・一部改正、平一六法二一八・一部改正)

※ 右記事業により、具体的には次に掲げる便宜を供与している。(厚労省通知)

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導
- (3) 食事の世話
- (4) 住居の掃除
- (5) 身の回りの世話
- (6) 生活必需品等の買物
- (7) 医療機関等との連絡
- (8) その他必要な用務

○独立行政法人福祉医療機構法

(平成十四年十二月十三日)

(法律第一百六十六号)

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、四 省略

五 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

#### 六・十四 省 略

#### 2・7 省 略

(平一四法一七一・平一六法一五四・平一七法七七・平一八法五〇・平一九法三〇・平二一法三七・平一四法六三・平二六法八三・一部改正)

#### ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(平成六年十二月十六日)

(法律第百十七号)

#### (居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

#### 二・三 省 略

「業務の利用」の用例

○電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年五月三十一日)

(法律第二百二号)

(定義)

第二条 省略

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するため用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 省略

○特定複合観光施設区域整備法

(平成三十年七月二十七日)

(法律第八十号)

(定義)

第二条 省略

2～7 省略

8 この法律において「カジノ事業」とは、次に掲げる業務（以下「カジノ業務」という。）を行う事業をいう。

一 省略

二 カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う次に掲げる業務（第三章において「特定金融業務」という。）

イ 銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務（第三章第二節第四款において「特定資金移動業務」という。）

口～二 省略

三 省略

9 ～19 省略

(特定資金移動履行保証金保全契約等)

第八十一条 省略

2 カジノ管理委員会は、特定資金移動業務を利用する顧客の利益の保護のため必要があると認めるときは、特定資金移動履行保証金保全契約を締結したカジノ事業者又はその契約の相手方に對し、保全金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 省略

「その業務「業務」の用例

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和六十年七月五日)  
(法律第八十八号)

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならない。

(平二四法二七・追加、平二七法七三・旧第三十五条の三線下)

○電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年五月三十一日)  
(法律第二百二十一号)

(定義)

第二条 省略

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行つたものであることを確認するため用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 省略

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(平成十四年十二月十三日)  
(法律第二百五十三号)

(定義)

第二条 省略

2～4 省略

5 この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うため

に用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する  
符号であつて、当該電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを  
確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者証明利用者のものであることの証  
明に関する業務をいう。

（平一八法四四・平二五法二八・一部改正）

〔要する費用〕の用例

○租税特別措置法施行令

(昭和三十二年三月三十一日)

(政令第四十三号)

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第五条の三 省 略

259 省 略

10 法第十条第七項第七号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 省 略

二 大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。）又は国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該個人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該個人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

311 省 略

11 16 省 略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第二十二条の八 省 略

2519 省 略

20 法第三十四条の二第二項第十四号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する事業の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 農業協同組合法第十一条の四十八第一項に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの、当該事業が、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定期額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。

二 省 略

21 30 省 略